

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金交付要綱

令和6年1月23日 畜第2243号

(趣旨)

第1条 知事は、ゆとりある生産性の高い畜産経営の実現及び担い手の確保を図るため、畜産農家（酪農家を除く。）に代わり飼養管理を行う者（以下「畜産ヘルパー」という。）の出役を請け負う事業（以下「畜産ヘルパー事業」という。）を実施する県内のヘルパー利用組合（以下「補助事業者」という。）が行う畜産ヘルパーの人材育成に要する経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金についての仕入れに係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者あて通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行う補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更を除く。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の3月18日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内で、知事が別に定める日までに県に返納しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の規定による実績報告の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者あて通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から25日以内で、知事が別に定める日までに県に返納しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（交付決定の取消等）

第9条 知事は、第5条第2号の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、交付決定を受けた事業以外の用途に補助金を使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられた場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱で定めるもののほか、補助対象事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月23日から施行する。
- 2 この要綱は令和6年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 畜産ヘルパー人材育成支援	(1) 畜産ヘルパーを対象とした技術研修の実施に要する経費 (畜産ヘルパー利用料金相当額。ただし、1人当たり25,000円/日を上限とする。)	10/10	1 補助対象事業の種類毎の補助対象経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
2 畜産ヘルパー事業普及支援	(1) 畜産ヘルパー要員の確保のための募集活動に要する経費 (2) 畜産ヘルパー事業の開始に伴う資材購入に要する経費 (3) 畜産ヘルパーを対象とした技術研修に係る期間の傷害保険及び損害保険の加入に要する経費		

山梨県知事 殿

実施主体名
代 表 者 名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書 (様式第1号の2)
 - (2) その他知事が必要と認めるもの

※なお、押印は省略しても差し支えない。

年度山梨県畜産ヘルパー育成事業の実施計画書

実施主体名

代表者名

印

1 畜産ヘルパー人材育成支援

(1) 畜産ヘルパーを対象とした技術研修の実施に要する経費

(単位：日、円)

対象者名	実施延日数 ①	利用料金相当額 (日) ②	事業費 ①×②	県補助金	備考
合 計					

対象者名	研修場所	具体的な研修内容等

2 畜産ヘルパー事業普及支援

(1) 畜産ヘルパー要員確保のための募集活動に要する経費

ア 畜産ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載

(単位：円)

内容	事業費	県補助金	積算基礎

イ ア以外の畜産ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施

(単位：円)

内容	事業費	県補助金	積算基礎

(2) 畜産ヘルパー事業開始に伴う資材購入に要する経費

(単位：円)

品目	用途	事業費	県補助金	積算基礎
合 計				

(3) 畜産ヘルパーを対象とした技術研修に係る期間の傷害保険及び損害保険の加入に要する経費

ア 畜産ヘルパーの傷害補償保険への加入

(単位：人、円)

被保険者数	事業費 (保険料)	県補助金	積算基礎

イ 損害賠償保険への加入

加入する損害賠償保険の概要

(単位：円)

加入保険の種類	保険期間	事業費 (保険料)	県補助金	積算基礎
1 普通保険約款				
2 請負業者特別約款				
3 保管物特別約款				
4 生産物賠償責任約款				
合 計				

(注) 加入する保険に○印を付す。

(実施主体代表者) 殿

山梨県知事 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金交付決定通知書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和6年〇月〇日付けで申請のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、令和6年〇月〇日から令和6年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象事業の種類毎の補助対象経費において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合
 - イ 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和6年3月18日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

山梨県知事 殿

実施主体名
代 表 者 名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金変更承認申請書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。]

※なお、押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

実施主体名
代 表 者 名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

※なお、押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

実施主体名
代表者名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金概算払請求書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳 (単位：円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 _____

本店 ・ 支店 (支店名 _____)

預金種別 _____
当 座 ・ 普 通

ふりがな
口座名義 _____

口座番号 _____

※なお、押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

実施主体名
代 表 者 名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金実績報告書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金について、次のとおり事業を完了したので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により報告します。

補助金の額 金 円

※以下、様式第1号の別紙に準じて作成すること。

[軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。]

※なお、押印は省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

実施主体名
代表者名 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業の消費税等仕入控除税額報告書

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額 (令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

※なお、押印は省略しても差し支えない。

(実施主体代表者) 殿

山梨県知事 印

山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金の額の確定通知書（通知）

令和6年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定した山梨県畜産ヘルパー育成事業費補助金の額については、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり確定します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

※なお、押印は省略しても差し支えない。